

(保 169) (健Ⅱ153)
令和元年 11 月 6 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
城 守 国 斗

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版について

標記ガイドラインにつきましては、厚生労働省に設置された「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」における検討を踏まえ、低栄養防止、生活習慣病の重症化予防等、高齢者の特性を踏まえた健康支援を図ることを目的として、平成30年4月に策定され、現在、同ガイドラインに基づき後期高齢者医療制度における保健事業が実施されているところです。

一方、令和元年7月29日付け（保90）（介50）（健Ⅱ66）によりご連絡申し上げたとおり、上記健康支援の実施にあたっては、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を効果的かつ効率的に行う必要があるとの観点から、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することを可能とするための法整備等が行われ、令和2年度からの実施が予定されております。

今般、厚生労働省において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、その実施内容のあり方等を盛り込んだ「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」が策定されましたのでご連絡申し上げます。

本会といたしましては、前述のWG等の場において、同事業の実施にあたっては、地域医師会等の医療関係者と相談の上、地域の実情に応じた実施体制を構築し、丁寧に進めていくよう主張しており、ガイドライン第2版にもその趣旨が盛り込まれております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会に対する周知および各自治体から貴会並びに郡市区医師会に対して具体的な相談があった際の対応・協力等について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて（説明資料）
（厚生労働省保険局高齢者医療課作成）
2. 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版について
（令和元. 10. 16 厚生労働省保険局高齢者医療課 事務連絡）

高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施に向けて

①	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関するこれまでの経緯	1
②	改正法の概要	8
③	高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインの改定等について	15

① 高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施に関するこれまでの経緯

フレイル対策に関する経緯等

平成26年度

5月 フレイルに関する日本老年医学会からのステートメント → 「フレイル」が提唱される

平成27年度

5月26日 経済財政諮問会議
→ 高齢者の虚弱（フレイル）に対する総合対策が言及される

12月24日 経済財政諮問会議
経済・財政再生計画改革工程表
→ 高齢者のフレイル対策の推進が示される（モデル事業実施（H28、29）、WGによる効果検証等）

平成27年度

厚生労働科学特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」

8月10日 立ち上げ

研究班会議（3回）

28年3月 報告書

→ 「フレイル」の概念整理と、取組のエビデンスの検討、ガイドラインの素案を作成。

研究代表者
鈴木隆雄（国立長寿医療研究センター）

研究分担者
辻一郎（東北大）、原田敦（国立長寿医療研究センター）、吉村典子（東京大）、葛谷雅文（名古屋大）、清原裕（九州大）、磯博康（大阪大）、杉山みち子（神奈川県立保健福祉大）、島田裕之（国立長寿医療研究センター）、近藤克則（千葉大）、津下一代（あいち健康の森健康科学センター）、石崎達郎（東京都健康長寿医療センター研究所）

平成28年度

4月1日 改正高確法施行
→ 高齢者の特性に応じた保健指導等が広域連合の努力義務とされる。

6月2日 経済財政運営と改革の基本方針2016閣議決定
→ 「高齢者のフレイル対策については、保険者が参照するガイドラインの作成・周知や先駆的な好事例を踏まえた効果的な事業の全国展開等により、更に推進する。」

12月21日 経済財政諮問会議
経済・財政再生計画改革工程表2016改定版
→ 平成30年度からの事業の全国的横展開に向け、ガイドラインの作成が示される。

平成28年度～平成30年度

「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」

7月20日 設置

座長 津下一代（あいち健康の森健康科学総合センター）

構成員 学識経験者、関係団体・保険者の代表など13名

〈平成28年度〉
WG（3回）
作業チーム（2回）

検証

ガイドライン暫定版策定（平成29年4月）

〈平成29年度〉
WG（2回）
作業チーム（2回）

検証

ガイドライン策定（平成30年4月）

保険者インセンティブ

・フレイル対策を重点的に評価

〈フレイル関係の指標〉

・共通指標③
重症化予防の取組

・固有指標②
高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業

〈特別調整交付金への反映〉

・平成28年度 20億円
・平成29年度 50億円
・平成30年度 100億円
・令和元年度 100億円

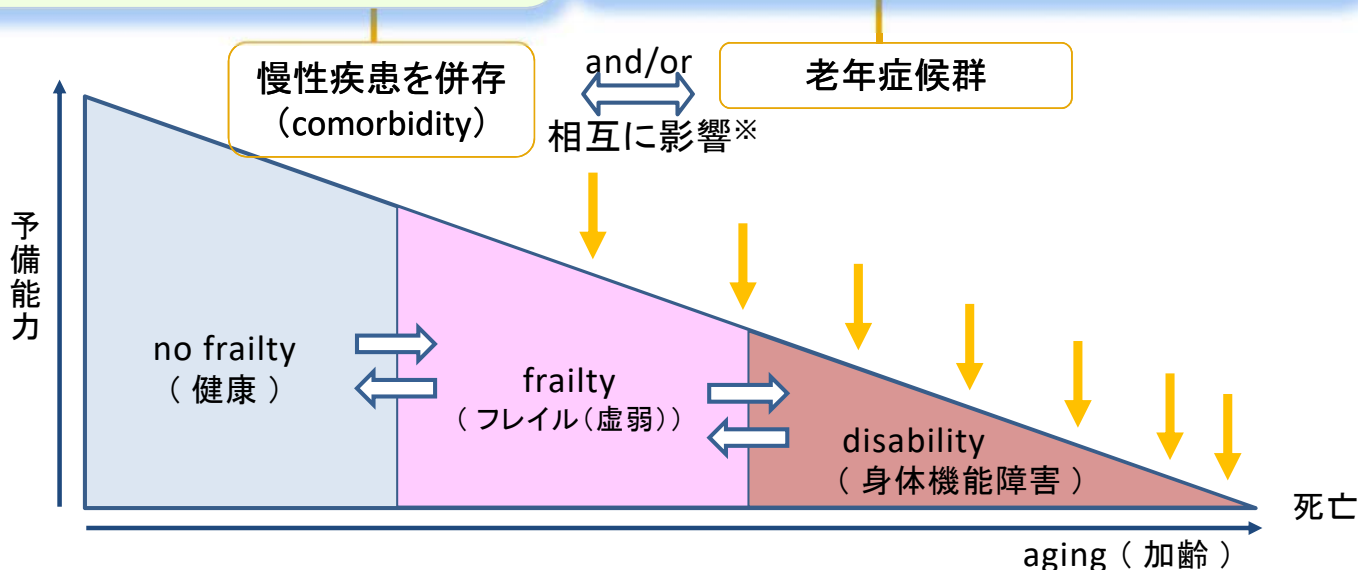
モデル事業実施

平成30年度からの全国的横展開に向けて、事業推進

高齢者の健康状態の特性等について

●高血圧 ●心疾患 ●脳血管疾患
●糖尿病 ●慢性腎疾患(CKD)
●呼吸器疾患 ●悪性腫瘍
●骨粗鬆症 ●変形性関節症等、
生活習慣や加齢に伴う疾患

●認知機能障害 ●めまい ●摂食・嚥下障害
●視力障害 ●うつ ●貧血
●難聴 ●せん妄 ●易感染性
●体重減少 ●サルコペニア（筋量低下）

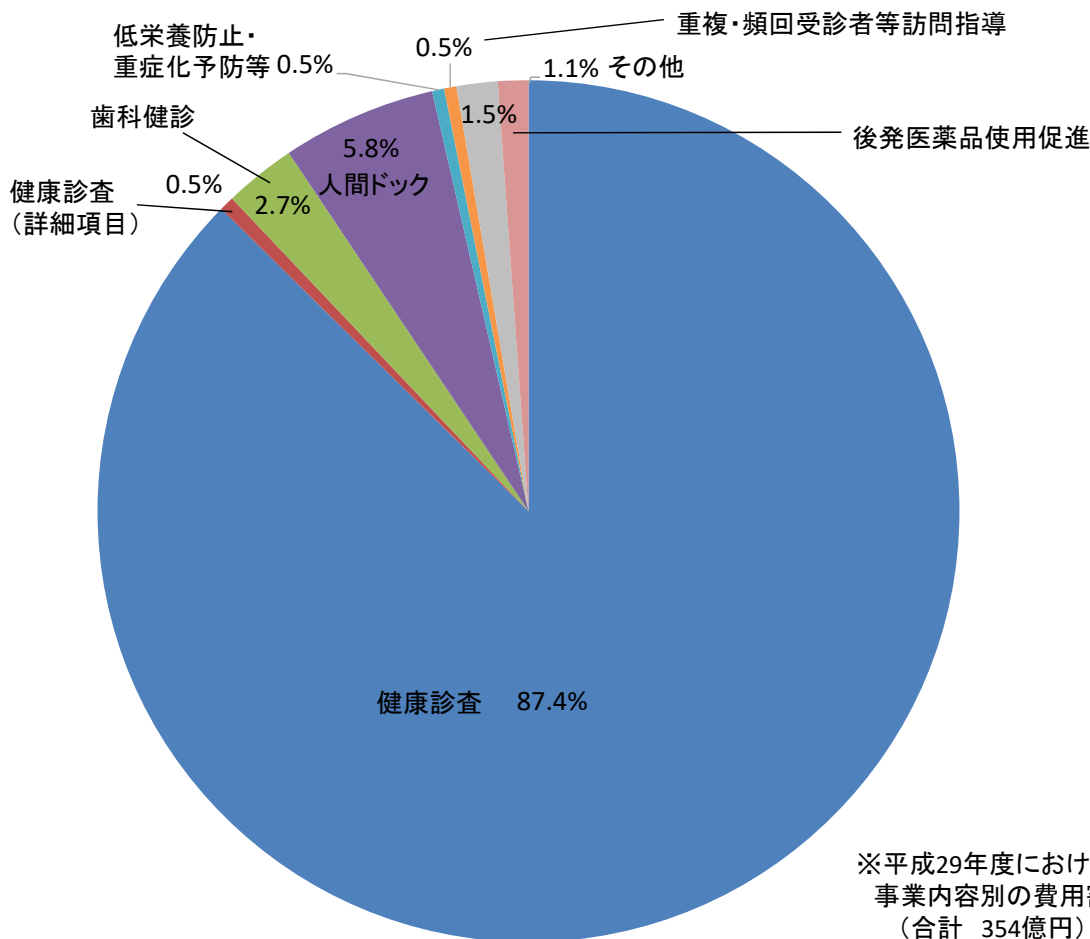


「フレイル」とは、『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、**身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく**、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。また、「フレイル」の前段階にあたる「プレフレイル」のような早期の段階からの介入・支援を実施することも重要である。

※ 現時点では、慢性疾患とフレイルの関わりについて継続的に検証されている段階にあることに留意が必要。

後期高齢者医療制度における保健事業の現状について

事業費の96.4%が健診や人間ドックであり、重症化予防等の取組は進んでいない。



※平成29年度における保健事業の事業内容別の費用割合
(合計 354億円)

健康寿命延伸に向けた取組

平成30年4月12日経済財政諮問会議
加藤大臣提出資料(一部改変)

○ **健康格差の解消**により、2040年までに健康寿命を3年以上延伸、平均寿命との差の縮小を目指す。

○ 重点取組分野を設定、2つのアプローチで格差を解消。

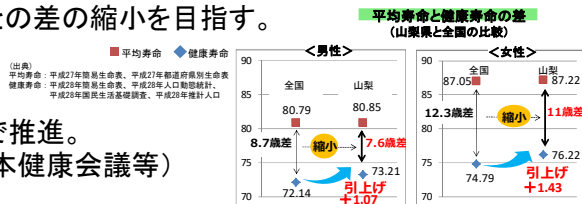
①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

・多様な主体の連携により、無関心層も含めた予防・健康づくりを社会全体で推進。

②地域間の格差の解消

・健康寿命には、大きな地域間格差。地域ぐるみで取り組み、格差を解消。

※全都道府県が、健康寿命の最も高い山梨県の水準に到達すれば、**男性+1.07年**、**女性+1.43年**の延伸。



① 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

② 地域間の格差の解消

重点取組分野	具体的な方向性	目指す2040年の姿
次世代の健やかな生活習慣形成等 健やか親子施策	- すべての子どもの適切な生活習慣形成のための介入手法の確立、総合的な支援 - リスクのある事例の早期把握や個別性に合わせた適切な介入手法の確立 - 育成に関わる関係機関の連携体制の構築	・育成環境に関わらず、すべての子どもが心身ともに健やかに育まれる。 例) 低出生体重児の割合や10代の自殺死亡率を先進諸国トップレベルに改善する。
疾病予防・重症化予防 がん対策・生活習慣病対策等	・個別・最適化されたがん検診・ゲノム医療の開発・推進、受けやすいがん検診の体制づくり ・インセンティブ改革、健康経営の推進 ・健康無関心層も自然に健康になれる社会づくり(企業、自治体、医療関係者等の意識共有・連携)(日本健康会議等)	・個々人に応じた最適ながん治療が受けられる。 ・所得水準や地域・職域等によらず、各種の健康指標の格差が解消される。
介護・フレイル予防 介護予防と保健事業の一体的実施	・介護予防(フレイル対策(口腔、運動、栄養等)を含む)と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みの構築、インセンティブも活用 ・実施拠点として、高齢者の通いの場の充実、認知症カフェの更なる設置等 地域交流の促進	・身近な地域で、生活機能低下防止と疾病予防・重症化予防のサービスが一体的に受けられる。 例) 通いの場への参加率 15% 認知症カフェの設置箇所数 9,500箇所

基盤整備

見える化

データヘルス

研究開発

社会全体での取組み

○経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～
(平成30年6月15日閣議決定) 抜粋

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(予防・健康づくりの推進)

高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県等と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す。

○まち・ひと・しごと創生基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）抜粋

Ⅲ. 各分野の施策の推進

5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(7) 地域共生社会の実現

【具体的取組】

◎疾病や健康づくりの推進による地域の活性化

人生100年時代を見据えて健康寿命の延伸を図るため、地域における高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル対策（運動、口腔、栄養等）や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みを検討する。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議

○有識者会議における検討

・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関して、制度的・実務的な論点について整理するため、**有識者会議を設けて検討。**

※ 保健事業・介護予防に係る学識経験者、保険者の代表者、職能団体の代表者などにより構成。

・ 同有識者会議の検討状況は、**社会保障審議会医療保険部会及び介護保険部会に報告。報告を踏まえながら、両部会において制度面・実務面の観点から議論。**

＜有識者会議における主な検討事項＞

- (1) 一体的実施の意義・目的
- (2) 実施内容（効果的な支援のあり方）
- (3) 実施主体（市町村と広域連合、保険者間の役割分担）
- (4) 事業スキーム（財源、計画、PDCA等）
- (5) その他

○検討スケジュール

- ・ 7月19日 医療保険部会開催
- ・ 7月26日 介護保険部会開催
- ・ 9月6日 第1回有識者会議開催
- ・ 9月20日 第2回有識者会議開催
- ・ 10月5日 第3回有識者会議開催
- ・ 10月24日 第4回有識者会議開催
- ・ 11月22日 第5回有識者会議開催
- ・ 12月3日 報告書とりまとめ
⇒ 両部会に報告、議論

構 成 員（敬称略、50音順）	
有澤 賢二	日本薬剤師会常務理事
飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構教授
石田 路子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
遠藤 久夫	国立社会保障・人口問題研究所所長
大澤 正明	全国知事会理事（群馬県知事）
鎌田久美子	日本看護協会常任理事
河本 滋史	健康保険組合連合会常務理事
城守 国斗	日本医師会常任理事
小玉 剛	日本歯科医師会常務理事
近藤 克則	千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門教授
齊藤 秀樹	全国老人クラブ連合会常務理事
田中 和美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科教授
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センターセンター長
藤井 康弘	全国健康保険協会理事
前葉 泰幸	全国市長会副会長（三重県津市長）
山本 賢一	全国町村会副会長（岩手県軽米町長）
横尾 俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会会長（佐賀県後期高齢者医療広域連合／佐賀県多久市長）

② 改正法の概要

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

- オンライン資格確認の導入**【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】
 - オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。
- オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設**【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- NDB、介護DB等の連結解析等**【高確法、介護保険法、健康保険法】
 - 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等**【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
 - 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化**【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
 - 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
 - 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- 審査支払機関の機能の強化**【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
 - 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
 - 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。
 - 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。
- その他**
 - 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行期日

令和2年4月1日（ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は令和元年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は令和2年10月1日（一部の規定は令和4年4月1日）、5(2)及び7は公布日、6(1)は令和3年4月1日）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律第3条による
改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）①

第五節 高齢者保健事業
（高齢者保健事業）

- 第百二十五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「**高齢者保健事業**」という。）を行うように努めなければならない。
- 2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。
- 3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、**高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ**、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（次条第一項において「**国民健康保険保健事業**」という。）及び介護保険法百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業（次条第一項において「**地域支援事業**」という。）**と一体的に実施するものとする。**
- 4 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、地方自治法第二百九十一条の七に規定する広域計画（次条第一項において「**広域計画**」という。）に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならない。
- 5 （略）
- 6 厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 7 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項
 - 二 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村が行う取組に関する事項
 - 三 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村に対する支援に関する事項
 - 四 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項
 - 五 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と地域の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
 - 六 その他高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けて配慮すべき事項
- 8 第六項の指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針、国民健康保険法第八十二条第九項に規定する指針及び介護保険法百十六条第一項に規定する基本指針と調和が保たれたものでなければならない。

（高齢者保健事業の市町村への委託）

- 第百二十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。
- 2 前項前段の規定により委託を受けた市町村の職員又は職員であつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

10

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律第3条による
改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）②

（高齢者保健事業に関する情報の提供）

- 第百二十五条の三 後期高齢者医療広域連合は、**被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析**を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等（当該被保険者に係る療養に関する情報若しくは健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
- 2 市町村は、前条第一項前段の規定により、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業の委託を受けた場合であつて、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
- 3 前二項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。
- 4 前条第一項前段の規定により委託を受けた**市町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができる。**

（高齢者保健事業の関係機関又は関係団体への委託）

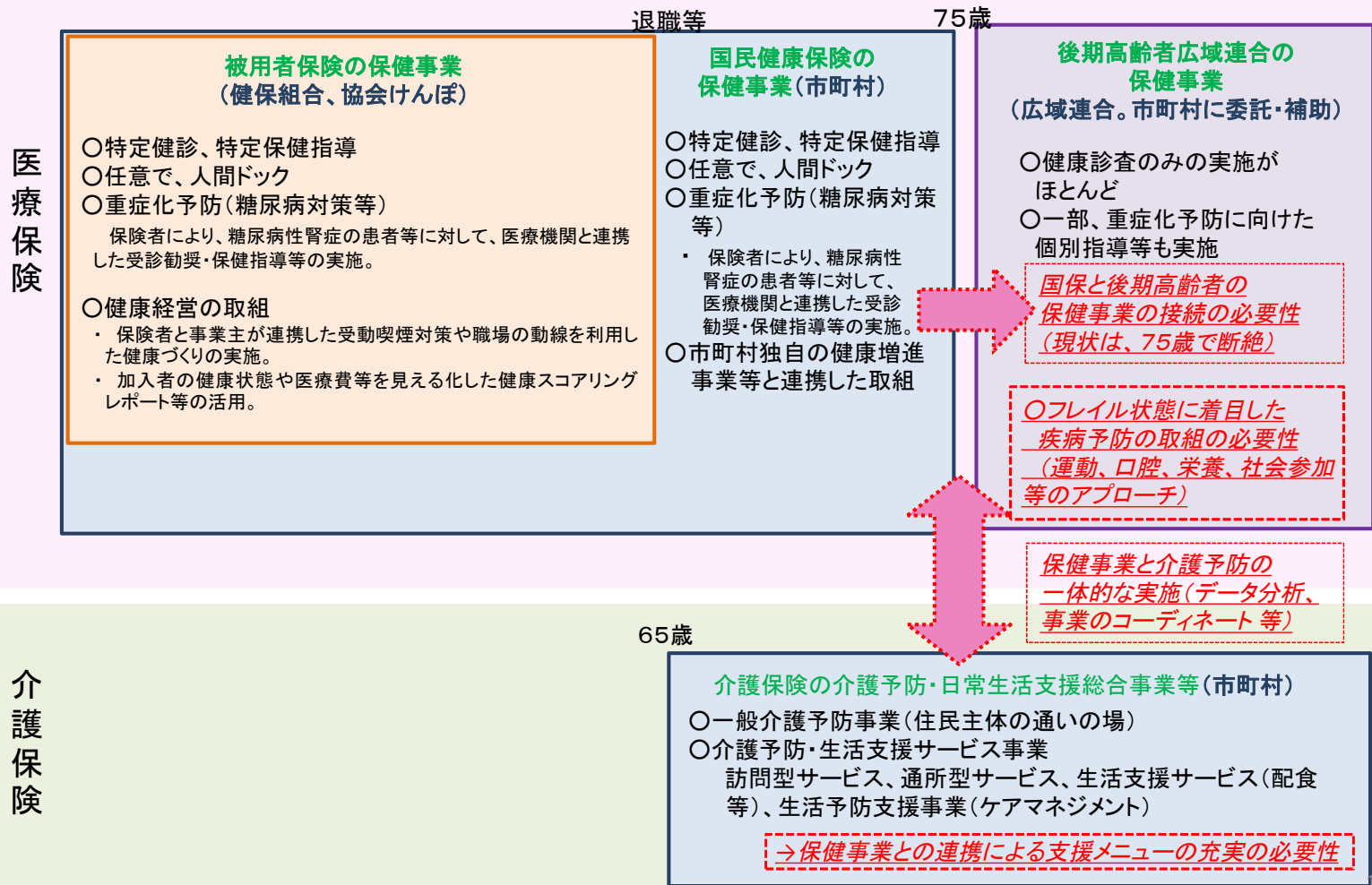
- 第百二十五条の四 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができるものと認められる関係機関又は関係団体（都道府県及び市町村を除く。以下この条において同じ。）に対し、その実施を委託することができる。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は同項後段若しくは前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。
- 2 第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができるものと認められる関係機関又は関係団体に対し、その実施を委託することができる。この場合において、市町村は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は同項後段若しくは前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。
- 3 第一項前段又は前項前段の規定により委託を受けた関係機関又は関係団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第八節 高齢者保健事業等に関する援助等
（高齢者保健事業等に関する援助等）

- 第百三十一条 **国保連合会及び指定法人**は、後期高齢者医療の運営の安定化を図るため、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業及び第百二十五条第五項に規定する事業、後期高齢者医療給付に要する費用の適正化のための事業その他の事業（以下この条において「**高齢者保健事業等**」という。）に関する調査研究及び高齢者保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間（国保連合会においては、後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村との間及び当該委託を受けた市町村間を含む。）の連絡調整を行うとともに、**高齢者保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、高齢者保健事業等の実施状況の分析及び評価その他の必要な援助を行う**よう努めなければならない。

11

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (スキーム図)

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。**

国(厚生労働省)

- 保健事業の指針において、一体的実施の方向性を明示。(法)
- 具体的な支援メニューをガイドライン等で提示。
- 特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

＜市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施＞

広域連合

委託 (法)

市町村

- 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定。(法)
- データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- 専門職の人件費等の費用を交付。

- 一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成。(法)
- 市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施。(法)
 - (例) データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善 等
- 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる。(法)
- 地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への報告・相談

都道府県(保健所含む)

- 事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

国保中央会 国保連合会

- データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等 (法)

三師会等の 医療関係団体

- 取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間機関に委託できる。(法)
(市町村は事業の実施状況を把握、検証)

※ (法) は法改正事項

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析

医療
レセ

健診

介護
レセ

要介護
認定

後期高
齢者の
質問票

- ①市町村は次の医療専門職を配置
- ・事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
 - ・高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源+特別調整交付金）

- 企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
- 日常生活圏域に医療専門職の配置等に要する費用（委託事業費）

高齢者

※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

保健事業

- ⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

- ⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

介護予防の事業等

生活機能の改善

- ⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

かかりつけ医等

- ⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

- ⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
- ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
 - ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
 - ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

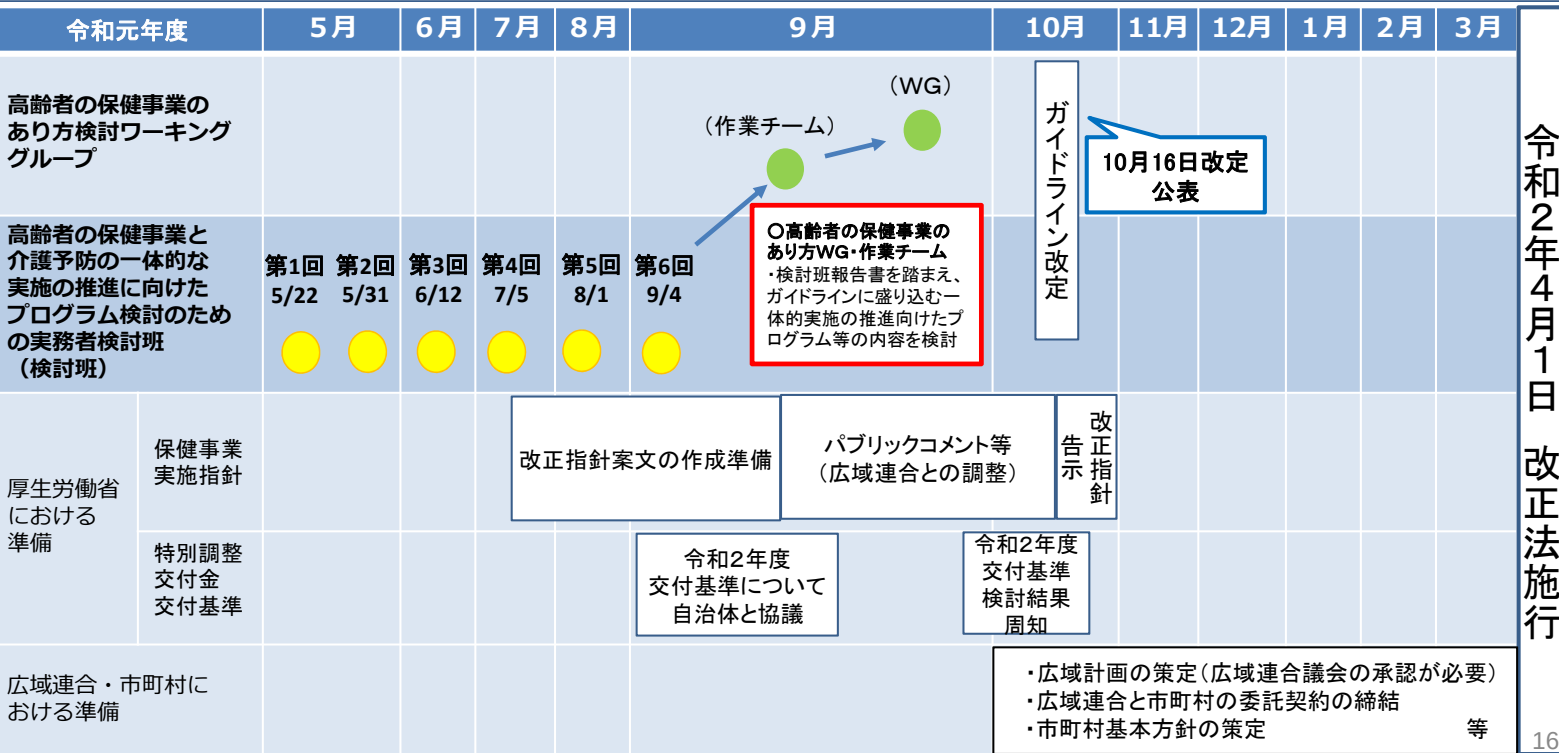
～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～

14

③高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインの改定等について

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行に向けたスケジュール(案)

- ・「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を改定し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム（以下、プログラムとする）を盛り込む。
- ・ガイドラインは、本検討班におけるプログラム検討を受け、「あり方WG」にて承認を得る。
- ・また、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改定や、「令和2年度特別調整交付金の交付基準」の検討結果の周知など、法施行に向けた準備を10月までに行う。
- ・広域連合・市町村においては、指針やガイドライン等を踏まえ、広域計画の策定、委託契約の締結準備、市町村基本方針の策定など、令和2年度からの実施に向けた準備を行う。



令和2年4月1日 改正法施行

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班

○検討班における検討

- ・ 一体的な実施に関して、指針やガイドライン等で提示することが考えられる高齢者の保健事業のプログラム等について整理・検討するため、**検討班を設けて検討。**
- ※ 保健事業・介護予防に係る学識経験者、行政の実務者などにより構成。

- ・ 同検討班の検討結果は、高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ及び作業チームによる検討を経て、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に反映。

- ＜検討班における主な検討事項（案）＞
- （1）自治体及び関係機関等の連携体制
 - （2）事業内容に関するプログラム
 - （3）その他

○検討スケジュール（予定）

- ・ 5月22日 第1回検討班会議開催
 - ・ 5月31日 第2回検討班会議開催
 - ・ 6月12日 第3回検討班会議開催
 - ・ 7月5日 第4回検討班会議開催
 - ・ 8月1日 第5回検討班会議開催
 - ・ 9月4日 第6回検討班会議開催
 - ・ 9月27日 報告書とりまとめ
- ⇒ 高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ及び作業チームでの検討を経てガイドラインに反映

構 成 員 （敬称略、50音順）	
秋野 憲一	北海道札幌市保健福祉局成人保健・歯科保健担当部長
秋山 美紀	慶應義塾大学環境情報学部教授
阿部 絹子	群馬県健康福祉部保健予防課健康増進主監
飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構教授
石崎 達郎	東京都健康長寿医療センター研究所研究部長
鎌形喜代実	公益社団法人国民健康保険中央会調査役
佐々木礼佳	宮崎県美郷町健康福祉課主幹
渋谷 華織	新潟県後期高齢者医療広域連合総務課企画係主任
高橋日出男	千葉県船橋市保健所健康づくり課長
田中 和美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センターセンター長
山田 祐子	福島県南相馬市健康福祉部次長兼長寿福祉課長（全国保健師長会副会長）

○ワーキンググループ・作業チームにおける検討

- ・ 高齢者の特性に応じた保健事業のあり方の検討や広域連合が当該保健事業を実施するに当たってのガイドラインの策定等を行う。
- ※ 保健事業に係る学識経験者、保険者の代表者、職能団体の代表者、行政の実務者などにより構成。

ワーキンググループ構成員（敬称略、50音順）	
石崎 達郎	東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長
勝田 秀貴	三重県後期高齢者医療広域連合 事務局長
小玉 剛	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
下浦 佳之	公益社団法人日本栄養士会 常務理事
鈴木 隆雄	桜美林大学老年学総合研究所 所長
田中 和美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
中野 透	公益社団法人国民健康保険中央会 常務理事
沼田 美幸	公益社団法人日本看護協会 健康政策部 部長
松本 吉郎	公益社団法人日本医師会 常任理事
村岡 晃	高知県高知市 健康福祉部長
吉田 カ久	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
吉村 典子	東京大学医学部附属病院22世紀医療センター□□モ 予防学講座 特任教授

作業チーム構成員（敬称略、50音順）	
生田 図南	医療法人社団南生会生田歯科医院 理事長
伊澤 慶彦	一般社団法人練馬区薬剤師会 副会長
石崎 達郎	東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長
鎌形喜代実	公益社団法人国民健康保険中央会 調査役
田中 和美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科 教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
西本 美和	滋賀県大津市役所健康保険部保健所健康推進課 課長補佐（兼）母性保健係長
沼田 美幸	公益社団法人日本看護協会 健康政策部長
平川 博之	公益社団法人東京都医師会 副会長
廣田 一実	三重県後期高齢者医療広域連合 事業課長

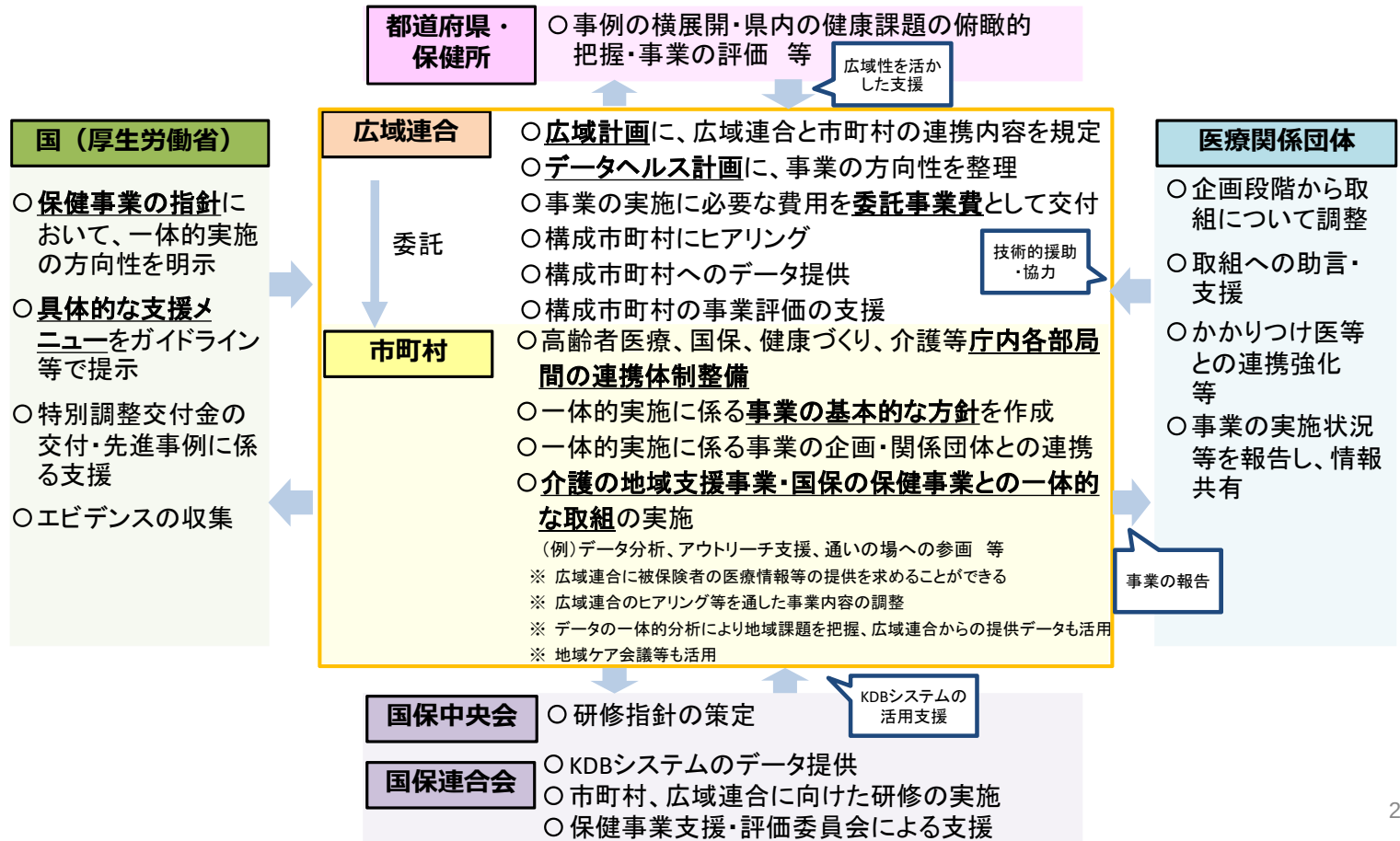
18

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版改定のポイント

体制の整備等について	一体的実施プログラム（具体的な取組内容）
広域連合 ○ 広域計画に、広域連合と市町村の具体的な連携内容を規定 ○ データヘルス計画に、事業の方向性を整理 ○ 事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付 ○ 構成市町村の各関係部局と連携 ○ 構成市町村へのデータ提供 ○ 構成市町村の事業評価の支援	1 医療専門職の配置 ・ 保健師等の医療専門職が中心となり、コーディネーター役として事業全体の企画・調整・分析を担う。 ・ 各日常生活圏域単位で活動する医療専門職がアウトリーチ支援や通いの場等に積極的に関与する。 2 通いの場等への医療専門職の積極的な関与 通いの場等に医療専門職が関与することにより、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透を図る。 【通いの場等における医療専門職の取組】 ア. 通いの場等における計画的な取組の実施 イ. 通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進 ウ. 通いの場等を活用した健康教育・相談等の実施 エ. 通いの場等を活用した健康状態等の把握 オ. KDBシステムを活用した必要なサービスへの紹介 3 KDBシステム等による分析・地域の健康課題の整理・分析 4 対象者の抽出 KDBシステムを活用し、被保険者一人ひとりの医療、健診、介護レセプト、要介護度等の情報、質問票の回答等を一括で把握し、支援すべき対象者を抽出。 5 具体的な事業実施 アウトリーチ支援の個別的支援と、通いの場等への積極的な関与の両方で実施。 (1) 健康状態不明者の状況把握 (2) 健康課題がある人へのアウトリーチ支援 (3) 元気高齢者等に対するフレイル予防等についての必要な知識の提供 6 事業を効果的に進めるための取組 市民自らが担い手となって積極的に参加できるような機会の充実に努める。 7 地域の医療関係団体等との連携 8 高齢者の社会参加の推進 9 国保保健事業と高齢者保健事業との接続 事業実施にあたっては、国民健康保険保健事業と高齢者保健事業を接続して実施できるようにする。 10 事業の評価 KDBシステム等を活用して事業の実績を整理しつつ事業の評価を行い、効果的かつ効率的な支援メニュー内容への改善につなげていく。
市町村 ○ 高齢者医療、国保、健康づくり、介護等庁内各部局間の連携体制整備 ○ 一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成 ○ 一体的実施に係る事業の企画・関係団体との連携 ○ 介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組の実施 (例) データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画 等 ※ KDBシステムを活用し、被保険者の医療、介護、健診情報等について、広域連合と市町村が相互に連携し、一体的に活用 ※ 広域連合のヒアリング等を通じた事業内容の調整 ※ データの一体的分析により地域課題を把握、広域連合からの提供データも活用 ※ 地域ケア会議等も活用	
都道府県・保健所 ○ 事例の横展開・県内の健康課題の俯瞰的把握・事業の評価 ○ 都道府県単位の医療関係団体等に対する市町村等保健事業の協力依頼 ○ 市町村に対するデータ分析、事業企画立案支援 等	
国保中央会・国保連合会 ○ 研修指針の策定、市町村・広域連合に向けた研修の実施 ○ KDBシステムのデータ提供 ○ 保健事業支援・評価委員会による支援	
医療関係団体 ○ 企画段階から取組について調整 ○ 取組への助言・支援 ○ かかりつけ医等との連携強化 等 ○ 事業の実施状況等を報告し、情報共有	

19

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**高齢者の保健事業について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。**



20

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム

1 医療専門職の配置

- ・保健師等の**医療専門職**が中心となり、**コーディネート**を行い、事務職や他の専門職の見解も求めた上で、地域の健康課題等の把握や地域の医療関係団体等との連携を進めるとともに、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、**事業全体の企画・調整・分析**等を行う。
- ・**日常生活圏域単位で活動する医療専門職**（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）は、高齢者の健康状態をトータルに、また多面的にとらえて、高齢者のいる世帯への**アウトリーチ支援**や**通いの場等への積極的関与**を行う。

2 通いの場等において医療専門職が関わる意義

通いの場等に医療専門職が関与することにより、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透することを図る。

【通いの場等における医療専門職の取組】

ア. 通いの場等における計画的な取組の実施

コーディネートを行う医療専門職と相談のうえ、支援箇所数や回数、内容について年間計画を立てる

イ. 通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進

健康づくりに関する啓発活動等を実施する

ウ. 通いの場等を活用した健康教育・相談等の実施

通いの場等を健康に関する不安等について気軽に相談できる場所として位置づけ、健康教育・健康相談を実施する

エ. 通いの場等を活用した健康状態等の把握

身長、体重、BMIや血圧等の身体指標、また「後期高齢者の質問票」の回答結果をもとに健康状態等の把握を行う

オ. KDBシステムの情報を活用した必要なサービスへの紹介

通いの場等における後期高齢者の質問票や各種の測定結果等の情報とKDBシステム等のデータとを突合し、必要に応じ医療の受診勧奨や必要な介護サービスにつなぐ

【留意点】

- ・自主運営の状況に配慮が必要
- ・元気高齢者を巻き込んだ取組の実施
- ・住民の希望を尊重した、活動に寄り添った意識を持った関与
- ・全員を対象としたヘルスチェックや結果説明、相談事業等、ハイリスク者が特定されないような取組とするよう配慮

3 KDBシステム等による分析・地域の健康課題の整理・分析

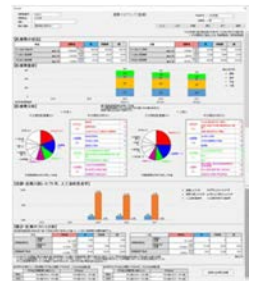
- ・KDBシステムを活用し、被保険者一人ひとりの医療レセプト、健診データ、介護レセプト、要介護度等の情報、質問票の回答等、を一括で把握し、高齢者のフレイル状態等に関する情報も一体的に分析し、**フレイルのおそれのある高齢者等、支援すべき対象者を抽出**する。
- ・地区別や市町村別、県別及び全国での集計情報や同規模等の保険者の情報と比較し、自らの特徴を明らかにする。また、地域の全被保険者を抽出し、集計することにより、**地域の健康課題を把握**する。

KDBシステム帳票

【地域の全体像の把握】



【健康スコアリング】



(令和元年中リリース予定)

- ・このような分析により地域の高齢者の全体像を俯瞰し、支援の必要な高齢者の概数を把握し、地域において必要とされる取組を検討、人的資源・体制の検討をはじめ、実現可能性の観点も踏まえ、保健事業における取組の優先順位付けを行う。
- ・KDBシステムのデータに加え、市町村が有する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のデータ等も活用し、地域の健康課題の整理分析を行う。

4 対象者の抽出

- ・特定した健康課題への対応に当たっては、KDBシステム等のデータを活用して、年齢やBMI、検査値等いくつかの条件を設定して対象者の抽出を行う。その値の設定を変えたり、追加の条件を加えることにより対象者の絞り込みを行う。

21

5 具体的な事業実施

健康状態不明者と個別の健康課題がある高齢者へのアウトリーチによる個別の支援と通いの場等への積極的な関与の両方で実施

(1) 健康課題がある人への（アウトリーチ）支援

ア 対象者の抽出

- 一定期間医療機関を受診していないことが明らかになった高齢者に書面の送付、電話、訪問等の方法により受診勧奨を行う。

イ 保健指導の実施

(ア) 栄養（低栄養）・口腔・服薬の取組

医療専門職が個々の抱える課題に応じた助言や指導を行う。

(イ) 重症化予防の取組

治療を受けている人の重症化予防に取り組むには、医師会等との事前調整を行った上でかかりつけ医との連携のもと保健指導を行う。
歯科疾患の重症化予防についても、かかりつけ歯科と連携し、モニタリングを適切に行う。

(ウ) 高齢者の保健事業における留意点

- アセスメントは個別の課題に限定せず、複合的な視点をもって行う。
- 高齢者がなぜ健康課題を抱えるに至ったのかについての背景情報も把握する。
- 定期的にアセスメントを行い、複数回に渡って助言・指導を行う。

(2) 健康状態不明者の状況把握

- 健診受診状況・医療機関の受診状況をもとに、健康状態不明者リストを作成し、該当者に対して医療専門職等が電話連絡や個別訪問にて、健康課題の有無を判断するためのアセスメントを行う。
- ※ 通いの場等に医療専門職が出向き、後期高齢者の質問票も活用する。
- ※ 健康課題が明らかになった場合は、具体的な個別支援の取組や通いの場、地域包括支援センター等の紹介を行い、必要な介護サービスにつなげていく。

(3) 元気高齢者等に対するフレイル予防等についての意識付け

- 医療専門職等が通いの場等で、フレイル予防に関する意識付けを行う。
- 後期高齢者の質問票のフィードバックや視覚的に分かりやすい資料を活用する。
- 地域単位で情報提供を行う場合、分析で明らかになった地域健康課題等の提示。

6 事業を効果的に進めるための取組

市民自らが担い手となって積極的に参加できるような機会の充実に努める

- 医療専門職が通いの場等も含めた地域の場に積極的に参加する。
- 高齢者同士が助言し合える環境を整備し、住民主体の取組とつなげる。
- 介護予防ボランティアポイント制度等の活用を検討する。

7 地域の医療関係団体等との連携

- 具体的な事業メニューや事業全体に対する助言や指導を得る。
- 受診勧奨に関する支援や通いの場等への参加勧奨を行うよう働きかける。
- 健康課題が明らかとなった高齢者に対しての具体的な取組内容の検討に当たっては、実施体制・実施スキーム等について事前に相談する。
- 医療機関を受診中の高齢者に対し訪問指導を行う場合に、事業内容をかかりつけ医や医師会等に説明し、理解を求め、情報共有を行う。

8 高齢者の社会参加の推進

- 民間の取組、地域の集いの場等（自治会や老人クラブ等）との連携
- 健康づくりに取り組む個人のインセンティブを高める取組との連携（高齢者が通いの場等に参加することに対しポイント付与等）

9 国保保健事業と高齢者保健事業との接続

事業実施に当たっては、**国民健康保険保健事業と高齢者保健事業を接続して実施できるようにする。**

- 高齢者への訪問指導等の際には、後期高齢者医療制度加入前の情報を活用しながら行うことが望ましい。
- 前期高齢者からの健康づくり・予防活動の状況など保健指導の記録等も、後期高齢者保健事業の担当者に適切に引き継ぐ。
- 後期高齢者医療側のデータ分析結果等を国保側に提示・成果の共有
⇒協働の必要性の理解につながる。

10 事業の評価

KDBシステム等を活用して事業の実績を整理しつつ事業の評価を行い、効果的かつ効率的な支援メニュー内容への改善につなげていく。

- 個別被保険者に対する保健指導については、**生活習慣や社会参加の状況、身体状況の変化や医療機関の受診状況、疾病の罹患状況、要介護認定率等**について事業実施前後の状態像を確認することにより、事業の成果を確認。
- ※ KDBシステムの「介入支援対象者一覧（栄養・重症化予防等）」では、事業参加者の登録を行うと、事業参加前後の健診結果、医療費・介護給付費等について個人単位、集団単位での比較が可能となり、事業参加者と非参加者を比較した事業評価を容易に行うことができる。
- 事業の振り返りの際には、**ストラクチャー（構造：実施体制等）/プロセス（過程：事業の進め方等）/アウトプット（事業実施量）/アウトカム（事業実施効果）**の4つの視点で成功要因や課題等を明らかにし、効果的かつ効率的な事業展開を目指す。

22

③後期高齢者の質問票

<後期高齢者の質問票の役割について>

- 1) 特定健康診査の「標準的な質問票」に代わるものとして、後期高齢者に対する健康診査（以下：健診）の場で質問票を用いた問診（情報収集）を実施し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握する。
- 2) 診療や通いの場等においても質問票を用いて健康状態を評価することにより、住民や保健事業・介護予防担当者等が高齢者のフレイルに対する関心を高め、生活改善を促すことが期待される。
- 3) 質問票の回答内容とKDBシステムから抽出した健診・医療・介護情報を併用し、高齢者を必要な保健事業や医療機関受診につなげ、地域で高齢者の健康を支える。
- 4) 保健指導における健康状態のアセスメントとして活用するとともに、行動変容の評価指標として用いる。
- 5) KDBシステムにデータを収載・分析することにより、事業評価を実施可能とし、PDCAサイクルによる保健事業に資する。

<質問項目の考え方>

○フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握するという目的から、
(1)健康状態、(2)心の健康状態、(3)食習慣、(4)口腔機能、(5)体重変化、(6)運動・転倒、(7)認知機能、(8)喫煙、(9)社会参加、(10)ソーシャルサポートの10類型に整理した。
○高齢者の負担を考慮し、質問項目数を15項目に絞り込んだ。



<質問票を用いた健康状態の評価について>

本質問票を用いた評価は、健診の際に活用されることを想定しているが、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における通いの場やかかりつけ医の医療機関など、様々な場面で健康状態が評価されることが期待される。

- ① 健診の場で実施する
⇒健診を受診した際に、本質問票を用いて健康状態を評価する。健診時は多くの高齢者にアプローチができる機会である。
- ② 通いの場（地域サロン 等）で実施する
⇒通いの場等に参加する高齢者に対して本質問票を用いた健康評価を実施する。
- ③ かかりつけ医（医療機関）等の受診の際に実施する
⇒医療機関を受診した高齢者に対して、本質問票を用いた健康評価を実施する。

<質問票の内容について>

類型名	No	質問文	回答
健康状態	1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
心の健康状態	2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
食習慣	3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
口腔機能	4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
体重変化	5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
	6	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
	7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
運動・転倒	8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
	9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
認知機能	10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ
	11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
喫煙	12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
社会参加	13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
	14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
ソーシャルサポート	15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

後期高齢者の質問票の見直しについて

平成31年3月28日（木）

第34回保険者による
健診・保健指導等に関する
検討会

資料4
抜粋

	類 型 名	質 問 文	回 答	考
1	健康状態	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない	主観的健康観の把握を目的に、国民生活基礎調査の質問を採用
2	心の健康状態	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満	心の健康状態把握を目的に、GDS（老年期うつ評価尺度）の一部を参考に設定
3	食習慣	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ	食事習慣の状態把握を目的に項目を設定
4	口腔機能	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ	口腔機能（咀嚼）の状態把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用するとともに、「固いもの」の具体例を追加
5		お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ	口腔機能（嚥下）の状態把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
6	体重変化	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ	低栄養状態のおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
7	運動・転倒	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ	運動能力の状態把握を目的に、簡易フレイルインデックスの質問を採用
8		この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ	転倒リスクの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
9		ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ	運動習慣の把握を目的に、簡易フレイルインデックスの質問を採用
10	認知機能	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ	認知機能の低下のおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
11		今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ	認知機能の低下のおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
12	喫煙	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた	喫煙習慣の把握を目的に、国民生活基礎調査の質問を採用し、禁煙理由についてのアセスメントにつなげるため、「やめた」の選択肢を追加
13	社会参加	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ	閉じこもりのおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
14		ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ	他者との交流（社会参加）の把握を目的に、基本チェックリストの質問を参考に設定
15	ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ	身近な相談相手の有無の把握を目的に項目を設定

24

～令和2年度後期高齢者医療制度特別調整交付金の対象となる事業の考え方～ 「広域連合の財源で市町村が実施する事業等」(実務者検討班報告書別紙2より)

【委託事業の実施に係る広域連合及び市町村における体制整備等】

高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、**広域連合**においては、域内の構成市町村と十分に協議した上で、広域計画に構成市町村との連携に関する事項を定め、当該広域計画に基づき、高齢者保健事業を市町村に委託する。**市町村**においては、広域計画に基づき高齢者保健事業の委託を受けた場合において、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施する。**国は、広域連合が市町村に交付する委託事業費の一部について特別調整交付金を交付する。**

対象事業について

企画・調整・分析

- **事業の企画・調整**
 - ・**庁内外関係者で課題の共有、医療関係団体と連携、地域資源の把握・分析**
- **KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握**
 - ・医療、介護、健診等情報を一体的に活用し、地域健康課題の整理・分析
 - ・日常生活圏域ニーズ調査や健康増進計画等の分析結果も活用
 - ・後期高齢者の質問票等の活用
- **医療関係団体等との連絡調整**
 - ・**事業の企画段階から健康課題の共有、事業企画等の相談を進める**
 - ・**今後の事業展開につなげるため、実施状況等の報告**

高齢者に対する支援内容

高齢者に対する個別支援(ハイレスクアプローチ)と通いの場等への関与(ポピュレーションアプローチ)の双方の取組を行う

- **高齢者に対する個別的支援(ハイレスクアプローチ)**
次のいずれか一つ以上を実施
 - ア 低栄養防止・重症化予防の取組
 - イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組
 - ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続
- **通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)**
 - ア フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談
 - イ フレイル状態にある高齢者等を把握し、保健指導等の支援
 - ウ 取組により把握された高齢者の状況に応じ、医療・介護につなげる
 - ※配慮事項～地域の実情に応じ、駅前商店街やジョッピンセンターなど日常的に立ち寄る機会の多い場の活用、ボランティア組織との連携、市民自ら担い手となって参加できる仕組みの検討、住民の健康意識の喚起する取組とする

広域連合から交付する費用について

1 委託事業費として交付

広域連合は市町村との委託契約に基づき、**市町村の「基本的な方針」や委託契約に定めた事業を市町村が適正に実施することを条件に**、事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付する。

2 委託事業費として想定する額

○企画・調整・分析等の業務に従事する保健師等の医療専門職の配置等に要する費用

年間を通じて当該業務に従事する医療専門職の配置に必要な費用（各市町村に正規職員1名を配置することを念頭に、厚生労働省において予め定額を示すことを予定。）

○高齢者に対する個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に従事する医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）の配置等に要する費用

各市町村内の各地域（日常生活圏域を想定）において適切に実施するため、当該業務に従事する医療専門職の配置等に必要な費用（年間を通じて業務を実施することを前提に、厚生労働省において予め定額を示すことを予定。）

※各地域の高齢者に対する支援業務を行う医療専門職については常勤、非常勤等を問わない。

3 委託事業費の対象となる事業を実施する医療専門職の雇用形態等

・**既に市町村に配置されている医療専門職が委託に係る業務を実施する場合であっても交付の対象とする**（広域連合からの委託に係る業務を年間を通じて適正に実施する必要がある）。

4 市町村からの委託に要する費用

保健事業の一部について、事業の実施、運営等を適切に実施できる関係機関又は関係団体に委託することは可能であるが、市町村は事業の企画立案や実施状況の把握・検証を責任をもって行う必要がある。なお、費用については厚生労働省において予め提示する定額の範囲内で交付することができる。

事 務 連 絡
令和 元年 10 月 16 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、本省に設置した「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」等における検討を踏まえ、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」について、別添のとおり、各都道府県及び各都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に通知しました。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に当たっては、地域の医療関係団体との連携が重要であり、その旨、本ガイドラインにおいても明記されておりますので、貴会におかれましても、各地域の貴会関係団体への周知並びに本事業への協力について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

・ガイドラインのURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_369143.html

(写)

事 務 連 絡
令和 元年 10 月 16 日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療制度主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が公布され、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が推進されることとなります。

一体的な実施を推進するため、先行的事例等を踏まえたプログラムについて、学識経験者及び自治体関係者の実務者で構成する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班」の報告書が本年9月27日に取りまとめられました。

当該報告書の内容を高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインに盛り込むため、高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ及び同作業チームにより検討が進められ、今般、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版が策定されました。

本ガイドラインは、大部となりますことから、厚生労働省ホームページに掲載し、URLをお示しすることで添付に代えさせていただきますので、下記URLからダウンロードしていただき、今後の高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施に御活用されるようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては管内市区町村に対し、情報提供されるようお願いいたします。

記

・ガイドラインのURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_369143.html